

大洲市パブリックコメント制度実施要綱（説明版）

（目的）

第1条 この要綱は、市の基本的な計画等（以下「計画等」という。）に係る素案の事前公表と市民の意見提案に関して必要な事項を定め、計画等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

- ① 「行政手続法の一部を改正する法律」が、平成18年4月1日から施行されることとなり、平成18年4月5日付け18市第15号で、愛媛県からパブリックコメント手続制度の導入・拡充の依頼があったところである。
- ② 改正内容：実施機関において、命令等（地方自治体においては、主要計画や市民の権利・義務制限に係る条例等と解釈）を定める場合、命令等の案及び関係資料を前もって公表し、意見の提出先・提出期間を定め、広く一般の意見を求める手続きを定めることにより、上記目的に資する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 計画等の策定にあたり、当該計画等の案、趣旨、目的、経過等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見の提出を受け、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所及び事業所を有するもの
 - ウ 市内の事務所及び事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ 計画等に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

- ① 「意思決定前の情報の公表」による説明責任を果たし、「意思形成過程での市民参加」により、協働意識の拡充の仕組みづくりをする。
- ② 議会との関係は、市が素案の段階で市民の意見をより多く聞く機会を持つことにより、質の高い原案作成ができ、議会審議の充実と作成過程の透明性を確保できる。
- ③ 実施機関は、議会を除く市の機関（水道事業・病院事業を含む）全てとする。（大洲市行政手続条例に基づき）

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を及ぼすものについて、パブリックコメント制度を実施するものとする。

- (1) 政策の基本方針などを定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策を定める計画
- (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する内容の条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃に係る案の策定
- (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

- ① 「政策の基本方針などを定める計画」：大洲市総合計画、行政改革大綱及び集中改革プラン、など
- ② 「個別行政分野の市民影響のある計画」：高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、子育て支援計画、下水道事業計画、市営住宅マスタープランなど、広く市民生活に影響のある施策、基本方針及び推進計画の構想、指針、計画など（名称は問わない）
- ③ 「市民に義務を課し、権利を制限する条例制定・改廃」：地方自治法第14条第2項に該当する条例が該当（住民自治基本条例など）
- ④ 「金銭徴収に関する条例は除く」：地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く（地方自治法第74条第1項を準用）
- ⑤ 市政全般、個別行政分野における基本理念、方針、共通制度を定める条例（例えば、情報公開条例、個人情報保護条例など）
- ⑥ その他、新規事業等の実施に伴い、市で定める要件・基準などで、特に市民の生活に影響のある規則・規定・要綱等

2 前項の規定にかかわらず、迅速若しくは緊急を要するもの及び軽微な変更等と認められるものについては、パブリックコメント制度を適用しないことができる。

ただし、実施機関は、定めた計画等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 基本的な計画等の題名
- (2) パブリックコメント制度を適用しなかった理由

- ① 「迅速、緊急を要するもの」：この手続きに関して、所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由
（公益上、緊急に定める必要がある場合の具体的事例の明示が必要であり、単に審議会等の開催日など内部事務的な都合は理由として認められない。）
- ② 「ただし、・・・」：パブリックコメント制度を適用しなかった場合においても、定めた計画等を公表しなければならない。また、公表と同時に、パブリックコメントを実施しなかった理由の公表をしなければならない。

(案の公表等)

第4条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、当該計画等の策定の意思決定前に相当の意見提出期間を設けて、計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景等を記載した資料
- (2) 意見等の提出先及び提出期日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、意見募集に必要な関連資料

3 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットを利用した閲覧及び広報など、市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

- ① 「計画等の策定をしようとするとき」：計画等の素案の状態をいい、部分的内容ではなく、全体を網羅したものとする。
- ② 「関係資料」：市民が内容を理解する上で、必要と思われる情報の提供。
(関係法令、新旧対照条文等が考えられる)
- ③ 「指定する場所での閲覧」：合併したことによるサービスの低下などを考慮し、本庁における閲覧機能を各支所にも同様の場所を確保すること。
- ④ 「インターネットを利用した閲覧」：現在の状況では、広報等の補完機能、サービス向上機能の役割であるが、今後は、電子自治体における主体機能となり得るものと考え、全てにおいて利用することが必要である。
- ⑤ 「広報」：現在ある市民周知の手段として、最も有効な手段であると思われるため、広報及び回覧制度の活用による閲覧場所やインターネットによる周知の情報提供も含め、実施することが必要である。

(意見等の提出期間)

第5条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、計画等の案の公表の日から30日以上意見等の提出期間を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、その理由を明示した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

- ① 「30日以上」：行政手続法の一部改正により、第6章第39条第3項により、30日以上の設定が必要である。
- ② 「やむを得ない理由」：要綱第3条第2項にあるパブリックコメント制度の適用をしないことができるものと同様の理由により、意見提出期間の設定を短縮することができる。
例) 30日以上意見提出期間を設定しなければならないとき、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合。(計画等を諮問する審議会等の開催日や担当者の人事異動など内部事務的な都合は理由として認められない。)
- ③ 「その理由を明示」：要綱第3条第2項と同様に理由を公表すること。

(意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

- ① 「書面の提出」：書面など記録として確認できるための提出方法とする。

(意見等の考慮)

第7条 実施機関は、計画等の策定に当たって、前条の規定により提出された意見等（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメントを実施して計画等を定めた場合は、計画等の公表と同時期に、次に掲げるものを公表しなければならない。

- (1) 計画等の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出意見
- (4) 提出意見を考慮した結果及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。

3 実施機関は、提出意見を公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 実施機関は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず計画等を定めなかった場合には、その旨を速やかに公表しなければならない。

- ① 「提出意見」：提出意見は、内容を整理せずに公表することのほかに、整理要約したものを公表することができる。
- ② 「提出意見を考慮した結果」：意見に対しては、必ず実施機関の考え方と考慮の結果を付して公表すること。
- ③ 第4項：パブリックコメントを実施したけれども計画等を定めなかった場合は、理由についても可能な限り説明すること。
- ④ 結果の公表方法：ホームページ・広報・指定した閲覧場所の確保など、広く市民に周知できる方法とすること。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに準ずる機関が、この要綱に定める規定に準じた手続きを経て策定した報告、答申等に基づき計画等の策定を行うとき、又は実施機関が、法令等により、意見公募手続を実施したときは、パブリックコメント制度を実施しないで計画等の策定の意思決定をすることができる。

- ① 「特例」：附属機関（審議会、委員会など）において、この要綱に準じた手続きを実施している場合は、効率性、費用対効果などの点からも好ましくないため、この手続きを実施したとみなす。
- ② 「法令等」：都市計画法第17条（都市計画の案の縦覧等）など

(委任)

第10条 この要綱の施行について、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。